

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

帯広市アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道帯広市

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

帯広市には、「帯広アイヌ協会」をはじめ、アイヌ民族の古式舞踊の保存伝承活動を行う「帯広カムイトウウポポ保存会」、アイヌ子弟の私塾である「とちちエテケカンパの会」、十勝におけるアイヌ文化の保存伝承、発展を図る「特定非営利活動法人 トカプチアイヌ協会」などアイヌ関連団体が存在する。また、アイヌ民族にかかわる施設として、アイヌの人々の活動拠点である「帯広市生活館（愛称：ふくろうの館）」やアイヌ民族の情報を収集・発信しているアイヌ民族情報センター「リウカ」がある。

帯広市は、アイヌの人たちに関する施策を総合的に推進するために、平成7年12月に全国の市町村に先駆けて「帯広市ウタリ総合福祉推進計画」（平成8年度～平成16年度）を策定し、平成17年2月には、計画の一部に修正を加え、計画期間を延長して「帯広市アイヌ施策推進計画」（平成17年度～平成21年度）と名称を変更し、アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上を図るための施策を総合的に進めてきたところである。平成21年2月には、「第二期帯広市アイヌ施策推進計画」（平成22年度～令和元年度）を策定し、それまでの取り組みの方向を維持しつつ、理解促進、文化の振興などに取り組んできた。

アイヌ関連団体の活動や本市の施策の展開により、市民の関心は高まりつつあるものの、アイヌ文化に関する理解は十分に浸透しているとは言えず、伝統や文化を受け継いできた人の高齢化が進む中、アイヌ文化を正しく後世に伝えていくことが求められている。

このため、市民のアイヌ民族についての理解を深めるためのアイヌ文化に触れられる機会の増加やアイヌの人々によるアイヌ文化の保存伝承活動を促進する取り組みなどが必要である。

【アイヌ関連団体】

- ①帯広アイヌ協会（設立：昭和21年3月）
- ②帯広カムイトウウポポ保存会（設立：昭和39年）
- ③とちちエテケカンパの会（設立：平成2年）
- ④特定非営利活動法人トカプチアイヌ協会（設立：平成26年4月）

【アイヌ民族関連施設】

①帯広市生活館

所在：帯広市柏林台東町2丁目2番地

現況：平成10年4月1日開館。アイヌ生活文化展など地域住民の場となる。

②アイヌ民族文化情報センター「リウカ」

所在：帯広市緑ヶ丘2 帯広百年記念館内

現況：平成18年1月開設。アイヌ関連の資料の展示。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

アイヌの人々がこれまで継承してきた伝統文化・技術の継承と市民への理解促進を図ることにより、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指す。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業
KPI	体験交流事業の参加者数	帯広市の観光入込客数
令和2年度 (基準年度)	60人/年間	312.6万人/年間
令和3年度	62人/年間	323.1万人/年間
令和4年度 (中間目標)	64人/年間	334.0万人/年間
令和5年度	66人/年間	345.3万人/年間
令和6年度 (最終目標)	68人/年間	357.0万人/年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援事業・・・十勝に伝わるアイヌ文化の伝承保存、発展のため、上士幌町と協力し、地域住民にアイヌ古式舞踊を披露する普及啓発事業や、アイヌ伝統的生活空間の環境整備、地域住民を対象としたアイヌ料理等のアイヌ文化を体験する体験交流事業を実施する。

当市は上記事業のうち普及啓発事業及び体験交流事業を担当する。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■アイヌ文化情報発信事業・・・アイヌ文化の振興や普及啓発を行うアイヌ民族文化情報センター「リウカ」を周知するためのリーフレット配布を行う。

■アイヌ古式舞踊の観光コンテンツ化事業・・・とち帯広空港への国内外のチャーター便の到着時やMICE、イベント等でアイヌ古式舞踊を披露し、アイヌ文化の認知

向上を図るほか、舞踊プログラムの磨き上げ、刺しゅうの技術向上、観光客向け体験コンテンツの開発などのワークショップなどを実施し、舞踊の魅力向上を図り観光コンテンツ化に向けた取り組みを実施する。

5 計画期間

2020年（令和2年）4月1日から2025年（令和7年）3月31日まで

6 法第15条第1項を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1と同じ

事業期間：令和2年度～令和6年度

事業費：11,165千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和2年度～令和6年度

事業費：12,583千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■ 4-1に記載する事業は、十勝に伝わるアイヌ民族の伝統文化を伝承保存、発展することにより、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-3に記載する事業は、地域におけるアイヌ文化の情報発信や学習機会の充実を図ることで、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものである。また、アイヌ文化関連の観光施策を実施することにより、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4に記載の事業については、帯広市が直接又は委託により実施するものであるが、帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）に基づき、暴力団及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることから、それぞれ反社会的勢力等の関与は認めら

れない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、それぞれ市の事業担当部署において事業者を特定もしくは想定をしておき、その妥当性を検証している。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、それぞれ市の事業担当部署において特定もしくは想定をしている事業者からの聞取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定にあたり、帯広アイヌ協会より意見を聴取しているが、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIについて、実績値を公表する。また、帯広市アイヌ施策連絡会議により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況にかかる評価時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度7月に帯広市アイヌ施策連絡会議による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

(3) 目標の達成状況にかかる評価結果の公表手法

目標の達成状況に係る評価結果については、市公式ウェブサイトにて公表。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当ありません。

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

該当ありません。